

第 13 章 環境影響評価準備書からの主な変更事項

準備書についての経済産業大臣の勧告（令和4年6月28日）、環境大臣の意見及び秋田県知事の意見等を勘案して、準備書の記載内容について検討を加え、必要な追記及び修正を行った。

準備書からの主な変更事項を表13-1に示す。

なお、準備書で確認された誤字脱字等の記載ミス等を全般的に修正した。

表 13-1（1） 評価書作成に当たっての準備書からの修正の概要

項目	評価書 該当ページ数	変更の内容	変更理由
全般	2-6～9、2-19～25、2-37～38、 2-40～41、3-1～2、10.1.3-12 ～19、10.1.3-39～45、10.1.3-47 ～49、10.1.4-6～13、10.1.4-16 ～18、10.1.4-20～27、10.1.4-29 ～31、10.1.4-33～41、10.1.6-6 ～12、10.1.8-15、10.1.8-220 ～222、10.1.8-225～226、 10.1.8-232～233、10.1.8-239 ～240、10.1.8-252、10.1.10-1、 10.1.10-3、10.1.10-12～20、 10.1.10-22～39、10.4-8～11、 10.4-13、10.4-17、10.4-21、 10.4-23～27	事業計画の見直しを実施し、風車機種を変更した。変更内容を記載するとともに、新たな事業計画の内容に基づき各項目（騒音、超低周波音、風車の影、動物、及び景観）の予測評価を再度実施し、その内容を記載した。	事業計画の内容を見直し、それに伴い予測、評価を適切な内容に修正した。
第2章 対象事業の目的及び内容 2.1対象事業の目的 2.1.1目的	2-1～2	対象事業の目的について、周辺自治体における雇用創出や地元振興の取組についても記載した。	男鹿市においても取組を実施しているため、同市における取組内容を追記した。
2.1.1目的	2-1～3	サンドクラフト及びグローバルウインドデイでの活動について、最新の開催状況に更新した。	内容を見直した。
2.2.6 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項 (2) 工事工程	2-16	表2.2.6-1の注釈に「12月には大型機械を使用した工事を行わない。」旨を追記した。	より適切な記載とした。
(3) 主要な工事の方法及び規模	2-17	事業計画の見直しに伴い、新設風車基礎の規模を修正した。	内容を見直した。

表 13-1 (2) 評価書作成に当たっての準備書からの修正の概要

項目	評価書 該当ページ数	変更の内容	変更理由
(3) 主要な工事の方法及び規模	2-18～25	事業計画の見直しに伴い、新設風車ヤードの位置を変更するとともに、新設風車ごとに、造成範囲が分かるように拡大図を追加した。なお、当該変更に伴い、新たに重要な植物、自然植生の改変は発生しない。	内容を見直し、より適切な記載とした。
(4) 既設風車基礎の取り扱い ①基礎の撤去範囲	2-26～27	既設風車基礎について、撤去する部分と残置する部分が分かるよう、既設風車の基礎構造の図面を追記した。	既設風車基礎の撤去計画について、具体的な内容を追記した。
②連接接地の効果	2-28	既設のメッシュ接地を活用した連接接地の効果が分かりやすいよう、概念図及び数値等を用いた説明を追記した。	連接接地の効果が分かりやすいよう、具体的な内容を追記した。
2.2.9 供用開始後の定常状態における操業規模に関する事項 (11) 工事中の排水に関する事項 ①雨水排水	2-34	透水係数の測定方法、測定点等を追記した。	より適切な記載とした。
(1) 発電所の主要設備の概要 ②基礎の概要	2-39	事業計画の見直しに伴い、新設風車基礎の規模を修正した。	内容を見直した。
第6章 方法書についての意見と事業者の見解 ③意見書の提出状況	6-3	意見書提出の3通は、全て郵送によるものであることを追記した。	より適切な記載とした。
第8章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 8.1 環境影響評価の項目の選定 8.1.2 環境影響評価項目の選定理由	8-7	造成等の施工による一時的な影響に伴う水の濁りによる影響について、非選定とする理由を修正した。	より適切な記載とした。
8.2 調査、予測及び評価の手法の選定 8.2.1 専門家等へのヒアリング	8-11	チゴモズについて、評価書の作成までに専門家ヒアリングを実施し、その結果を評価書に記載した。	経済産業大臣勧告を踏まえて、内容を追加した。
8.2.2 調査、予測及び評価の手法 (2) 騒音及び超低周波音	8-25、8-28	施設の稼働に伴う騒音の調査時期について、正しい調査時期に修正した。	内容を見直した。

表 13-1 (3) 評価書作成に当たっての準備書からの修正の概要

項目	評価書 該当ページ数	変更の内容	変更理由
8.2.2 調査、予測及び評価の 手法 (6) 動物	8-41～43、45、47	チゴモズについて、評価書の作成ま でに繁殖状況の調査を実施すること とし、内容を追記した。	経済産業大臣勧告 を踏まえて、内容を 追加した。
(8) 景観	8-65	釜谷浜海水浴場及び宮沢海水浴場 では、日本海に夕日が沈む景観が有名 であることから、夕方における写真撮影 を行うため調査期間を追加した。	秋田県からの準備 書に対する指摘を 踏まえ、調査内容を 追加した。
第10章 環境影響評価の結果 10.1.1 窒素酸化物 10.1.2 粉じん等 10.1.3 騒音 10.1.5 振動 (2) 予測及び評価の結果 ①工事の実施 ア. 工事用資材等の搬出入 b. 予測の結果	10.1.1-13、 10.1.2-6、 10.1.3-25、 10.1.5-9	工事用資材等の搬出入に係る道路交通 騒音の予測について、小型の工事車両 が通過することも想定し、工事関係車 両のうち小型車も含めて予測評価を見 直し、評価書に記載した。	より安全側を考慮 して、予測条件を見 直した。
10.1.3 騒音 (1) 調査結果の概要 ④環境騒音の状況 e. 調査結果	10.1.3-7	環境騒音については除外音処理を実施 したが、夏季の夜間では22時～翌6時に 虫の鳴き声の影響を常に受けていたた め、除外音処理は行っていないことか ら、その旨が分かるよう追記した。	調査結果の解析方 法が分かるよう、具 体的な内容を追記 した。
(2) 予測及び評価の結果 ②土地又は工作物の存在及び 供用 ア. 施設の稼働 b. 予測の結果	10.1.3-42	施設の稼働に係る騒音の予測結果につ いて、参考として既設風車による寄与 値を算出し、リブレース後の予測結果 と比較を行った。	環境省からの審査 中における指摘を 踏まえ、参考として 記載することとし た。
d. (参考) 累積的影響の検討 (i) 予測結果を踏まえた累積 的影響の検討結果	10.1.3-50	予測結果を踏まえた累積的影響の検討 結果を追記した。	秋田県からの審査 中における指摘を 踏まえ、参考として 記載することとし た。
10.1.4 超低周波音 (2) 予測及び評価の結果 ②土地又は工作物の存在及び 供用 ア. 施設の稼働 d. (参考) 累積的影響の検討 (i) 予測結果を踏まえた累積 的影響の検討結果	10.1.4-41	予測結果を踏まえた累積的影響の検討 結果を追記した。	秋田県からの審査 中における指摘を 踏まえ、参考として 記載することとし た。

表 13-1 (4) 評価書作成に当たっての準備書からの修正の概要

項目	評価書 該当ページ数	変更の内容	変更理由
10.1.5 振動 (2) 予測及び評価の結果 ①工事の実施 ア. 工事用資材等の搬出入 b. 予測の結果 (b) 予測条件 iv. 交通量	10.1.5-9～10	道路交通振動の予測に当たっては、「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく区分(昼間:8時～19時、夜間:19時～8時)において現況交通量を算出し、予測結果を修正した。	より適切な記載とした。
10.1.6 風車の影 (2) 予測及び評価の結果 ①土地又は工作物の存在及び供用 ア. 施設の稼働 b. 予測の結果	10.1.6-6～7	風車の影の予測結果について、参考として既設風車の稼働中における日影時間を算出し、リプレース後の予測結果と比較を行った。	環境省からの審査中における指摘を踏まえ、参考として記載することとした。
b. 予測の結果	10.1.6-7	風車の影の予測結果について、実気象を考慮した場合の予測も実施し、記載した。	環境省からの審査中における指摘を踏まえ、追加で予測を実施した。
10.1.7 電波障害 (1) 調査結果の概要 ②テレビ電波の受信状況 ア. 現地調査 c. 調査地点等	10.1.7-3	電波障害に係る調査地点図(全体図)を追記した。	環境省からの審査中における指摘を踏まえて、追加した。
10.1.8 動物 (1) 重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く) ①調査結果の概要 イ. 鳥類の状況 b. 現地調査 (x) 調査期間	10.1.8-23～25	鳥類調査について、調査日ごとの調査時間及び調査地点を追記した。	より適切な記載とした。
(x) 調査結果 (d) チゴモズ	10.1.8-51～52	チゴモズについての調査結果を追記した。	経済産業大臣勸告を踏まえて、内容を追加した。

表 13-1 (5) 評価書作成に当たっての準備書からの修正の概要

項目	評価書 該当ページ数	変更の内容	変更理由
(2) 予測及び評価の結果 ア. 工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用 b. 予測の結果 (イ) 予測結果 (b) 鳥類（一般鳥類、希少猛禽類、渡り鳥） (シロチドリ)	10.1.8-215	シロチドリについて、専門家等の助言を踏まえて、予測結果を追記した。	環境省からの審査中における指摘を踏まえ、追加した。
(オジロワシ)	10.1.8-224～225	オジロワシについて、現地調査結果を踏まえて対象種の滞在期間を150日とし、衝突確率の再予測を実施した。	環境省からの審査中における指摘を踏まえ、予測諸元を見直した。
(チゴモズ)	10.1.8-241	チゴモズについて、繁殖状況の調査結果を踏まえて、予測結果を修正した。	経済産業大臣勧告を踏まえて、内容を追加した。
d. (参考) 累積的影響の検討 (e) 予測結果を踏まえた累積的影響の検討結果	10.1.8-253	予測結果を踏まえた累積的影響の検討結果を追記した。	秋田県からの審査中における指摘を踏まえ、参考として記載することとした。
10.1.10 景観 (1) 調査結果の概要 ②主要な眺望景観の状況 イ. 現地調査 d. 調査期間等	10.1.10-2	釜谷浜海水浴場及び宮沢海水浴場では、日本海に夕日が沈む景観が有名であることから、夕方における写真撮影を行うため調査期間を追加した。	秋田県からの準備書に対する指摘を踏まえ、調査内容を追加した。
e. 調査結果	10.1.10-10	釜谷浜海水浴場及び宮沢海水浴場からの夕焼けの時間帯における調査結果を追加した。	秋田県からの準備書に対する指摘を踏まえ、調査結果を追加した。
(2) 予測及び評価の結果 ①土地又は工作物の存在及び供用 ア. 地形改変及び施設の存在 a. 環境保全措置 c. 評価の結果 (7) 環境影響の回避又は低減に係る評価	10.1.10-11、 10.1.10-40	新設風車の配置について、景観資源としての価値を損なわないよう立地自治体や地元地域からの要望も勘案して検討した旨が分かるよう、記載内容を修正した。	秋田県環境影響評価審査会における委員からの指摘を踏まえ、内容を見直した。

表 13-1 (6) 評価書作成に当たっての準備書からの修正の概要

項目	評価書 該当ページ数	変更の内容	変更理由
b. 予測の結果	10. 1. 10-22～39	各写真について、既設風車、新設風車の設置範囲を示すとともに、風車が視認されない写真については図の説明に「不可視」と記載した上で新設風車がどの範囲にあるのかを記載した。	より適切な記載とした。
b. 予測の結果	10. 1. 10-24、 10. 1. 10-27	釜谷浜海水浴場及び宮沢海水浴場からの夕焼けの時間帯における予測結果を追加した。	秋田県からの準備書に対する指摘を踏まえ、調査結果を追加した。
d. (参考) 累積的影響の検討 (カ) 予測結果を踏まえた累積的影響の検討	10. 1. 10-41	予測結果を踏まえた累積的影響の検討結果を追記した。	秋田県からの審査中における指摘を踏まえ、参考として記載することとした。
10. 1. 12 廃棄物等 (1) 予測及び評価の結果	10. 1. 12-2	廃棄物等について、廃プラスチック類となるブレード等の処理方法に関する検討結果も加えて、予測結果を修正した。	環境省からの審査中における指摘を踏まえ、追加した。
10. 1. 13 専門家等からの意見の概要 (1) 準備書段階における専門家等の助言の内容について	10. 1. 13-3	植物の重要種について、移植方法に関して専門家ヒアリングを実施した結果を追記した。	秋田県環境影響評価審査会における指摘を踏まえて、内容を追加した。
(2) 評価書段階における専門家等の助言の内容について	10. 1. 13-4	シロチドリ及びチゴモズについて、評価書段階において専門家等から助言を頂き、ヒアリング結果を追記した。	経済産業大臣勧告及び環境省からの審査中における指摘を踏まえ、追加した。
10. 3 事後調査 10. 3. 1 事後調査 (騒音及び超低周波音)	10. 3-2	騒音及び超低周波音の事後調査において、ON/OFF調査の具体的な調査手法を追記した。 また、騒音については、わずらわしさ(アノイアンス)による影響を把握するため、聴感による風車音の確認を行うこととし、調査手法を追記した。	秋田県環境影響評価審査会における指摘を踏まえて、内容を追加した。
(動物(一般鳥類))	10. 3-3	チゴモズについての事後調査計画を追記した。	経済産業大臣勧告及びチゴモズ調査結果を踏まえて、内容を追加した。
10. 4 環境影響の総合的な評価	10. 4-10、10. 4-13、 10. 4-21、10. 4-27	騒音、超低周波音、動物及び景観の各項目について、予測結果を踏まえた累積的影響の検討結果を追記した。	秋田県からの審査中における指摘を踏まえ、参考として記載することとした。